

7 若年性認知症の方へのご案内

・若年性認知症とは

65歳未満で発症した認知症（アルツハイマー型、脳血管性、前頭側頭型、レビー小体型等）のことで、現役で仕事をしていたり、主婦だったり、子育てや親の介護をしていたり・・・全国では、3万5,700人^{*}いるといわれています。

「若年性認知症」と診断され、治療が始まっても、本人だけではなく、家族も不安や焦りが大きくなりがちです。相談先に話してみませんか？

*令和2年3月厚生労働省の研究班の調査結果より

NPO 法人北海道若年認知症の人と家族の会 (北海道ひまわりの会)

相談時間：毎週火・水・木曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～15：00

TEL 011-205-0804

090-8270-2010

若年性認知症コールセンター

相談時間：月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～15：00

水曜日10：00～19：00

TEL 0800-100-2707（フリーコール・無料）

「若年性認知症」と診断され、一定の精神障がいの状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。脳血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当する場合があります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、できれば今の職場で続けて働けるとよいでしょう。上司や、人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるように相談しましょう。仕事の内容によりますが、配置転換をしてもらったり、障がい者雇用の枠に入るといった方法もあります。

いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば仕事を続けられる可能性があります。

若年性認知症ハンドブック（厚生労働省老人保健健康増進等事業）から抜粋

若年性認知症の方が受けられる主なサービス

| | |
|----------------------------|--|
| <p>介護保険サービス</p> | <p>65歳未満の人でも、認知症と診断され、要介護認定を受けた場合「介護保険サービス」を利用することができます。</p> <p>問合せ先 高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口 TEL 21-3025</p> |
| <p>障がい福祉サービス</p> | <p>障害者総合支援法による障がい者のサービスがあります。</p> <p>サービスを利用するためには、一定の要件がありますのでお問い合わせください。</p> <p>※障がいを証明するもの（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、ICD-10コードが記載された診断書のいずれか）が必要です。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p> |
| <p>障害者手帳</p> | <p>若年性認知症の方が、一定の障害の状態にあり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合、その程度により「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。</p> <p>血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は、「身体障害者手帳」に該当する場合があります。</p> <p>この手帳により、税の控除、各種割引などが受けられます。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p> |
| <p>自立支援医療 (精神通院医療)</p> | <p>若年性認知症のため、指定の医療機関等で継続的な通院治療を必要とする場合に医療費の負担が軽減される制度です。</p> <p>問合せ先 障がい保健福祉課 相談支援・精神保健担当 TEL 21-3077</p> |
| <p>障害年金</p> | <p>病気やケガをして障害の状態になり日常生活や仕事に支障がある場合に受け取ることができる公的年金です。受給には障害の程度のほか、保険料の納付状況など一定の要件があります。</p> <p>問合せ先 函館年金事務所 TEL 31-9086</p> |
| <p>国民年金 保険料の免除</p> | <p>60歳未満の自営業の人や会社を退職した方、会社を退職した方の配偶者で60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を支払います。</p> <p>病気や退職などで収入が減って、保険料の支払いが困難になった場合は、保険料の免除制度があります。</p> <p>問合せ先 国保年金課 年金担当 TEL 21-3159</p> |
| <p>傷病手当金</p> | <p>「全国健康保険協会」または「健康保険組合」など健康保険に加入している本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のケガ等で仕事を休み、給料をもらえないときに、その間の生活を保障するための「現金給付制度」です。病気やケガで3日以上連続で休んだ場合、4日目から支給されます。支給期間は支給開始日から最長1年6か月です。</p> <p>問合せ先：会社の総務または人事などの担当課 全国健康保険協会各支部・年金事務所内の全国健康保険協会窓口</p> |